



宮 崎 県 公 報

令和5年2月27日(月曜日) 第385号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置者に
対する改善命令…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の
停止…………… (“ ”) 1
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定
する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告
示…………… (都市計画課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見…………… (商工政策課) 3
- 土地改良区の清算人の就任の届出…………… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (“ ”) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 宅地建物取引業者に対する監督処分…………… (建築住宅課) 4

人事委員会規則

- 職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正

- する規則…………… 4
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す
る規則…………… 5
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則…………… 5

人事委員会公告

- 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度
(一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別
枠))の実施…………… 6
- 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度
(技術系職種))及び保健師採用試験の実施…………… 6
- 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度
(一般行政・土木・農業土木・林業(社会人)
))の実施…………… 6

公安委員会規則

- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す
る規則…………… 6
- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在
所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一
部を改正する規則…………… 10

告 示

宮崎県告示第 160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よしだ眼科クリニ ック	北諸県郡三股町樺山46 12	令和5年2月2日

宮崎県告示第 161号

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第15項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し、次のとおり改善に必要な措置をとるべきことを命じた。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 有料老人ホームの設置者の名称及び所在地
有限会社ケアセンターみやこじま
都城市安久町5596番地1
- 2 有料老人ホームの名称及び所在地
有料老人ホームさくらフルール
都城市安久町5596番地3
- 3 処分の内容
虐待の原因を究明し、再発防止の措置を講じること。
- 4 処分の理由
有限会社ケアセンターみやこじまが設置運営する「有料老人ホームさくらフルール」において、虐待(経済的虐待及び身体的虐待)が行われたため。
- 5 処分日
令和5年2月15日

宮崎県告示第 162号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事業 所番号	指定居宅サービス 事業 所		指定居宅サービス 事 業 者		効力停止の 内容	効力停止の 期間	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地			
4570200693	デイサービスふ るる	宮崎県都城市安 久町5596番地3	有限会社ケアセ ンターみやこじ ま	宮崎県都城市安 久町5596番地1	6か月間の新規 利用受入停止及 び6か月間の介 護報酬の請求上 限7割(報酬の 3割減額)	令和5年3月1 日から令和5年 8月31日まで	通所介護

宮崎県告示第 163号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成5年宮崎県告示第 630号)の一部を次のように改正し、令和5年3月25日から施行する。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																																																												
<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州 自動車 道</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日南北郷イン ターチェンジ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般国道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道 2 21号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 大明司1042番 地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 杉水流字金丸 111番3地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道 2 68号</td> <td>鹿児島県との 境界</td> <td>えびの市大字 柳水流字古田 97番地先</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 島之内 118番 地先</td> <td>えびの市大字 小田字川原13 00番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州 自動車 道	[略]	[略]					日南北郷イン ターチェンジ					路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						国道 2 21号	[略]	[略]					えびの市大字 大明司1042番 地先						えびの市大字 杉水流字金丸 111番3地先						[略]					[略]						国道 2 68号	鹿児島県との 境界	えびの市大字 柳水流字古田 97番地先		[略]			えびの市大字 島之内 118番 地先	えびの市大字 小田字川原13 00番地先					[略]					[略]						<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州 自動車 道</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮崎市と日南 市との境界</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般国道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道 2 21号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 大明司字平城 1042番地1地 先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 杉水流字連田 111番地3地 先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国道 2 68号</td> <td>鹿児島県との 境界</td> <td>えびの市大字 柳水流字古川 97番地先</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびの市大字 島内字小田鶴 117番1地先</td> <td>えびの市大字 小田字川原13 00番1地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州 自動車 道	[略]	[略]					宮崎市と日南 市との境界					路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						国道 2 21号	[略]	[略]					えびの市大字 大明司字平城 1042番地1地 先						えびの市大字 杉水流字連田 111番地3地 先						[略]					[略]						国道 2 68号	鹿児島県との 境界	えびの市大字 柳水流字古川 97番地先		[略]			えびの市大字 島内字小田鶴 117番1地先	えびの市大字 小田字川原13 00番1地先					[略]					[略]					
路線名		区 間					距離	区域の 限 定	区分																																																																																																																																																																																				
	起 点	終 点																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																													
東九州 自動車 道	[略]	[略]																																																																																																																																																																																											
	日南北郷イン ターチェンジ																																																																																																																																																																																												
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																																																																																																																																																								
	起 点	終 点																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																													
国道 2 21号	[略]	[略]																																																																																																																																																																																											
	えびの市大字 大明司1042番 地先																																																																																																																																																																																												
	えびの市大字 杉水流字金丸 111番3地先																																																																																																																																																																																												
	[略]																																																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																																																													
国道 2 68号	鹿児島県との 境界	えびの市大字 柳水流字古田 97番地先		[略]																																																																																																																																																																																									
	えびの市大字 島之内 118番 地先	えびの市大字 小田字川原13 00番地先																																																																																																																																																																																											
	[略]																																																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																																																													
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																																																																																																																																																								
	起 点	終 点																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																													
東九州 自動車 道	[略]	[略]																																																																																																																																																																																											
	宮崎市と日南 市との境界																																																																																																																																																																																												
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																																																																																																																																																								
	起 点	終 点																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																													
国道 2 21号	[略]	[略]																																																																																																																																																																																											
	えびの市大字 大明司字平城 1042番地1地 先																																																																																																																																																																																												
	えびの市大字 杉水流字連田 111番地3地 先																																																																																																																																																																																												
	[略]																																																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																																																													
国道 2 68号	鹿児島県との 境界	えびの市大字 柳水流字古川 97番地先		[略]																																																																																																																																																																																									
	えびの市大字 島内字小田鶴 117番1地先	えびの市大字 小田字川原13 00番1地先																																																																																																																																																																																											
	[略]																																																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																																																													

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、綾町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南保字郷嶋 180
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和5年1月20日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和5年2月27日から令和5年3月27日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
後 藤 邦 治	西臼杵郡高千穂町大字田原2326-1番地
安 在 寛	西臼杵郡高千穂町大字田原1846番地

内 倉 清 隆	西臼杵郡高千穂町大字田原2126番地
佐 藤 道 雄	西臼杵郡高千穂町大字田原2170番地
菅 善 夫	西臼杵郡高千穂町大字田原2172番地
竹 次 純 逸	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地
興 梶 浩 司	西臼杵郡高千穂町大字田原2345番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、塩屋原地区2換地区県営土地改良事業（串間市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年2月27日から令和5年3月28日まで
- 縦覧場所
串間市役所農地水産林政課内
- その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-30)第2109号	(有)松葉建設	松葉 正登	宮崎県日向市大字平岩12359	一般	解体工事業	令和5年1月24日付で廃業した旨の届け	令和5年1月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第6199号	細田建設	細田 照夫	宮崎県宮崎市大字新名爪192-3	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	令和5年1月31日付で廃業した旨の届け	令和5年1月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第13019号	中谷電気	中谷 雄二	宮崎県延岡市小峰町6520	一般	電気工事業、消防施設工事業	令和5年1月31日付で廃業した旨の届け	令和5年1月31日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-2)第13374号	甲斐建築	甲斐 若夫	宮崎県日向市大字富高5910	一般	建築工事業、大工工事業	令和5年1月20日付けで廃業した旨の届け	令和5年1月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-1)第2212号	(株)延岡十電舎	牛島 宏	宮崎県延岡市松山2-04-1	特定	土木工事業	令和5年1月25日付けで廃業した旨の届け	令和5年1月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第3350号	昭和建設(株)	桑本 和則	宮崎県宮崎市山崎2-3-6	一般	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和5年1月19日付けで廃業した旨の届け	令和5年1月19日 (一部廃業)

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
 - (1) 免許証番号 宮崎県知事(7)第3805号
 - (2) 商号又は名称 有限会社フタバハウジング
 - (3) 代表者の氏名 阪本 恵子
 - (4) 主たる事務所の所在地 宮崎市大字長嶺 613番地1
- 2 処分をした年月日
令和5年2月16日
- 3 処分の内容
免許の取消し
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第66条第1項第8号

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則(平成28年宮崎県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第4 行政職給料表級別基準職務表(警察)		別表第4 行政職給料表級別基準職務表(警察)	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
4級	1 警察本部の管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、理事官、課長補佐、隊長補佐、室長補佐、校長補佐又は副所長の職務 2・3 [略]	4級	1 警察本部の管理官、室長、調査官、指導官、理事官、課長補佐、 <u>師範</u> 、隊長補佐、室長補佐、校長補佐又は副所長の職務 2・3 [略]
5級	1 困難な業務を行う警察本部の管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、理事官、課長補佐、隊長補佐、所長補佐、校長補佐又は副所長の職務 2 [略]	5級	1 <u>警察本部の上席師範の職務</u> 2 困難な業務を行う警察本部の管理官、室長、調査官、指導官、理事官、課長補佐、 <u>師範</u> 、隊長補佐、所長補佐、校長補佐又は副所長の職務 3 [略]
6級	1 [略]	6級	1 [略]

	2 [略]		2 困難な業務を行う警察本部の上席師範の職務 3 [略]
7 級	困難な業務を行う警察本部の課長、場長又は所長の職務	7 級	1 警察本部の参事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長、場長又は所長の職務
		8 級	困難な業務を行う警察本部の参事官の職務

附 則

この規則は、令和5年3月10日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第2号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織	職	種別	区分	組織	職	種別	区分
[略]				[略]			
公安委員会	警察本部	[略]	[略]	公安委員会	警察本部	[略]	[略]
		課長 特別機動警察隊長				[略]	
		[略]				[略]	
[略]	[略]			[略]	[略]		

附 則

この規則は、令和5年3月10日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）					
組織区分表	給料	職	加算割合	組織区分表	給料	職	加算割合		
[略]				[略]					
警察本部	行政職	本部	課長、所長、交通管制官、統括官、監査官	[略]	警察本部	行政職	本部	参事官、課長、所長、交通管制官、統括官、監査官	[略]
			管理官、室長、調査官、 <u>術科指導官</u> 、指導官、鑑定官、理事官、課長補佐	[略]				上席師範、 <u>管理官</u> 、室長、調査官、指導官、鑑定官、理事官、課長補佐、 <u>師範</u>	[略]
		[略]		[略]				[略]	
[略]	[略]			[略]	[略]				

附 則

この規則は、令和5年3月10日から施行する。

人事委員会公告

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠、土木特別枠、農業土木特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭

和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・土木・農業土木・林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に次の9課を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>情報管理課</p> <p>〔略〕</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第5条 〔略〕</p>	<p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に次の10課を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>情報管理課</p> <p>総合管理課</p> <p>〔略〕</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>（総合管理課）</p> <p>第5条の2 総合管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1） 職員の給与及び退職手当に関すること。</p> <p>（2） 本部各所属及び宮崎県警察学校の旅費、福利厚生等の事務に関すること。</p> <p>（3） 有線通信の使用統制に関すること。</p> <p>（4） 県内有線模写電送の運用に関すること。</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関すること。</p>
<p>（警務課）</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> <p>（6） 給与、及び退職手当に関すること。</p> <p>（7） 有線通信の使用統制に関すること。</p> <p>（8） 県内有線模写電送の運用に関すること。</p> <p>（9）～（14） 〔略〕</p>	<p>（警務課）</p> <p>第6条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> <p>（6）～（11） 〔略〕</p>
<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第10条 生活安全部に次の6課及び特別機動警察隊を置く。</p> <p>生活安全企画課</p>	<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第10条 生活安全部に次の6課を置く。</p> <p>生活安全少年課</p> <p>人身安全対策課</p>

<p>[略]</p> <p>通信指令課</p> <p>少年課</p> <p>[略]</p> <p><u>(生活安全企画課)</u></p> <p>第11条 <u>生活安全企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること。</u></p> <p>(6) <u>宮崎県迷惑行為防止条例(平成11年宮崎県条例第74号)の施行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>部内各課(隊)の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 <u>生活安全企画課に人身安全対策室を置く。</u></p> <p>3 <u>人身安全対策室においては、人身安全対策に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>人身安全対策室に人身安全対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>人身安全対策室長は、上司の命を受け、人身安全対策室の事務を掌理する。</u></p>	<p>[略]</p> <p>通信指令課</p> <p>[略]</p> <p><u>(生活安全少年課)</u></p> <p>第11条 <u>生活安全少年課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>自殺統計に関すること。</u></p> <p>(5) <u>特殊詐欺の抑止に関すること。</u></p> <p>(6) <u>酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</u></p> <p>(7) <u>少年の非行防止に関すること。</u></p> <p>(8) <u>宮崎県警察少年サポートセンターに関すること。</u></p> <p>(9) <u>少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(10) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること。</u></p> <p>(11) <u>生活安全警察の適正捜査に関すること。</u></p> <p>(12) <u>部内各課の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>2 <u>生活安全少年課に少年対策官を置き、警視をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>少年対策官は、上司の命を受け、少年警察活動に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>生活安全少年課に少年対策室を置く。</u></p> <p>5 <u>少年対策室においては、少年対策に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>6 <u>少年対策室に少年対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p>7 <u>少年対策室長は、上司の命を受け、少年対策室に関する事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>生活安全少年課に宮崎県警察少年サポートセンターを置く。</u></p> <p>9 <u>宮崎県警察少年サポートセンターにおいては、少年の非行防止及び健全育成並びに少年警察ボランティアに関する事務をつかさどる。</u></p> <p>10 <u>宮崎県警察少年サポートセンターに宮崎県警察少年サポートセンター長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p>11 <u>宮崎県警察少年サポートセンター長は、宮崎県警察少年サポートセンターの事務を掌理する。</u></p> <p><u>(人身安全対策課)</u></p> <p>第11条の2 <u>人身安全対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>行方不明者の発見活動に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)の施行に関すること。</u></p> <p>(5) <u>高齢者虐待、障害者虐待及び児童虐待の防止対策に関すること。</u></p> <p>(6) <u>宮崎県迷惑行為防止条例(平成11年宮崎県条例第74号)の</u></p>
--	---

(地域課)

第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2)・(3) [略]

(4) 自動車警ら班、移動交番車及び警察用船舶の運用に関する
こと。

(5)~(8) [略]

2 地域課に水上警察隊及び鉄道警察隊を置く。

3~8 [略]

(通信指令課)

第12条の2 [略]

(少年課)

第12条の3 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 少年非行の防止に関すること。

(2) 宮崎県警察少年サポートセンターに関すること。

(3) 少年警察ボランティアに関すること。

(4) 少年の補導に関すること。

(5) 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為に係る被害少年
の保護に関すること。

(6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(8) 児童虐待防止対策に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命
ずる事務に関すること。

2 少年課に少年対策官を置き、警視をもって充てる。

3 少年対策官は、上司の命を受け、少年警察活動に関する事務を
つかさどる。

4 少年課に宮崎県警察少年サポートセンターを置く。

5 宮崎県警察少年サポートセンターにおいては、少年の非行防止
及び健全育成並びに少年警察ボランティアに関する事務をつかさ
どる。

6 宮崎県警察少年サポートセンターに宮崎県警察少年サポートセ
ンター長を置き、警視又は警部をもって充てる。

7 宮崎県警察少年サポートセンター長は、宮崎県警察少年サポ
ートセンターの事務を掌理する。

(サイバー犯罪対策課)

第13条の2 [略]

(特別機動警察隊)

第13条の3 特別機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪の初動捜査に関すること。

(2) 急を要する届出の処理に関すること。

(3) 悪質・危険性、迷惑性の高い交通関係法令違反の取締りに
関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命

施行に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命
ずる事務に関すること。

(地域課)

第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 自動車警らに関すること。

(3)・(4) [略]

(5) 移動交番車及び警察用船舶の運用に関すること。

(6)~(9) [略]

2 地域課に自動車警ら隊、水上警察隊及び鉄道警察隊を置く。

3 自動車警ら隊においては、自動車警らに関する事務をつかさ
どる。

4 自動車警ら隊に自動車警ら隊長を置き、警視又は警部をもって
充てる。

5 自動車警ら隊長は、上司の命を受け、自動車警ら隊の事務を掌
理する。

6~11 [略]

(通信指令課)

第12条の2 [略]

(サイバー犯罪対策課)

第13条の2 [略]

ずる事務に関すること。

(刑事企画課)

第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) [略]

(8)・(9) [略]

2～5 [略]

(外事課)

第28条の2 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3)～(5) [略]

(参事官)

第31条 [略]

2 参事官は、警視正又は警視をもって充てる。

3 [略]

(課長、所長及び隊長)

第32条 課に課長を、科学捜査研究所に所長を、特別機動警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、施設装備課長、情報管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、事務職員又は技術職員をもって充てることができる。

3 [略]

(調査官等)

第35条 課に調査官、指導官等（以下「調査官等」という。）を置くことができる。

2 調査官等は、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 調査官等は、上司の命を受け、その担任する事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

4 調査官等の職及び担任する事務については、本部長が別に定める。

(管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等)

第36条 課に管理官又は理事官を、科学捜査研究所に副所長を、特別機動警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置き、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2・3 [略]

4 課に課長補佐を、科学捜査研究所に所長補佐を、特別機動警察隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に隊長補佐を置き、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

5 [略]

別表（第37条関係）

職	職制又は職制上の職
事務職員又は技術職員	課長、監査官、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、管理官、室長、理事官、

(刑事企画課)

第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(7) [略]

(8) 機動捜査に関すること。

(9)・(10) [略]

2～5 [略]

6 刑事企画課に機動捜査隊を置く。

7 機動捜査隊においては、機動捜査に関する事務をつかさどる。

8 機動捜査隊に機動捜査隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

9 機動捜査隊長は、上司の命を受け、機動捜査隊の事務を掌理する。

(外事課)

第28条の2 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) [略]

(3) 経済安全保障対策に関すること。

(4)～(6) [略]

(参事官)

第31条 [略]

2 参事官は、警視正、警視又は事務職員をもって充てる。

3 [略]

(課長、所長及び隊長)

第32条 課に課長を、科学捜査研究所に所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 課長、所長及び隊長は、警視をもって充てる。ただし、会計課長、施設装備課長、情報管理課長、総合管理課長、厚生課長及び科学捜査研究所長は、事務職員又は技術職員をもって充てること

3 [略]

(指導官等)

第35条 課に指導官、調査官等（以下「指導官等」という。）を置くことができる。

2 指導官等は、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 指導官等は、上司の命を受け、その担任する事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

4 指導官等の職及び担任する事務については、本部長が別に定める。

(管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等)

第36条 課に管理官又は理事官を、科学捜査研究所に副所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置き、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

2・3 [略]

4 課に課長補佐を、科学捜査研究所に所長補佐を、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に隊長補佐を置き、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。

5 [略]

別表（第37条関係）

職	職制又は職制上の職
事務職員又は技術職員	参事官、課長、監査官、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運転免許試験場長、上席師範、管理

調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師	官、室長、理事官、副所長、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、師範、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師
---	---

附 則

この規則は、令和5年3月10日から施行する。

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
署名	交番、駐在所等名称		位置	署名	交番、駐在所等名称		位置
[略]				[略]			
宮崎南警察署	[略]			宮崎南警察署	[略]		
	清武交番		[略]		清武交番		[略]
	大久保駐在所	同	清武町今泉		大久保駐在所	同	清武町今泉
	加納交番	同	清武町加納3丁目		加納交番	同	清武町加納3丁目
[略]				[略]			
日向警察署	[略]			日向警察署	[略]		
	曾根交番		[略]		曾根交番		[略]
	亀崎交番	同	亀崎東2丁目		亀崎交番	同	亀崎東2丁目
	[略]				[略]		
	門川交番		[略]		門川交番		[略]
	西門川駐在所	同	門川町大字川内		西門川駐在所	同	門川町大字川内
[略]				[略]			
延岡警察署	南延岡交番		[略]	延岡警察署	南延岡交番		[略]
	恒富交番	同	三ッ瀬町1丁目		恒富交番	同	三ッ瀬町1丁目
	[略]				[略]		
	一ヶ岡交番		[略]		一ヶ岡交番		[略]
	緑ヶ丘駐在所	同	緑ヶ丘4丁目		緑ヶ丘駐在所	同	緑ヶ丘4丁目
[略]				[略]			

附 則

この規則は、令和5年3月17日から施行する。